

平成24年度法務省調達改善計画

第1 目的

限られた財源の中で最適な公共サービスを提供していくためには、その費用対効果が優れたものであるかに関し、不断の見直しが必要とされている。

本計画は、「公共サービス改革プログラム」（平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会取りまとめ）及び「調達改善計画の指針」（平成23年12月27日内閣府公共サービス改革担当事務局策定）に基づき、法務省が調達する財・サービスの性質に応じた、調達の適切性及び透明性を確保し、国民に対して質の高い公共サービスをより効率的に提供するため、調達に関する目標設定と結果の検証・評価を実施するPDCAサイクルの確立など法務省が取り組むべき事項等について定めるものとする。

第2 調達改善の推進体制

1 推進体制の設置

法務本省に、「法務省調達改善グループ」（以下「グループ」という。）を設置する。

2 グループの構成

- (1) グループは、リーダー、サブリーダー、事務局長及びメンバーをもって組織する。
- (2) リーダーは、大臣官房会計課長とし、サブリーダーを官房参事官（予算担当）とする。
- (3) 事務局を大臣官房会計課に置く。
- (4) 事務局長は、企画調査官とする。
- (5) メンバーは、別表のとおりとする。

3 定例会合

グループの定例会合は、原則として、4月及び11月の年2回の開催とするが、必要に応じ、随時会合を開催することができる。

4 外部有識者の参画

グループは、外部有識者である法務本省等契約監視会議、検察庁等契約監

視会議，法務局契約監視会議及び矯正官署契約監視会議の各委員に，本計画における問題点の抽出，取組に関する指導，助言等を求める。

5 法務省予算監視・効率化チームへの報告

グループは，必要に応じ，法務省予算監視・効率化チームに調達改善の取組について報告を行い，指導，助言等を求める。

6 その他

(1) 事務局の庶務は，大臣官房会計課歳出企画係において行う。

(2) その他グループの運営に関して必要な事項は，リーダーが定める。

第3 調達改善の取組

1 取組内容及び目標の策定

法務省では，平成22年度における製造の請負，物品の買入れ及び役務の提供について，合計約1,200億円規模の調達を実施しているところであり，法務本省を始め300を超える会計機関において調達事務を執り行っている。

平成24年度においては，平成22年度及び同23年度に，法務本省において実施された調達の現状分析（別添1のとおり）を踏まえ，重点的に改善に取り組む調達，庁費類（汎用的な物品・役務）の調達，随意契約の見直し及び一者応札の改善に関する取組，その他公共サービス改革プログラム等で提言された取組を中心に調達改善を図ることとし，その具体的な調達改善の取組内容及び目標については，別添2のとおり定める。

2 進捗把握

グループは，上記取組内容及び目標の進捗状況を上半期及び年度終了後に把握し，取りまとめる。

3 自己評価

グループは，上半期及び年度終了後における目標の達成状況，調達の具体的な改善状況，今後の改善策等について自己評価を行う。

第4 取組状況等の公表

グループは，本計画に関する取組状況等を法務省ホームページにおいて公表する。

第5 その他

1 計画の見直し

本計画は、指針の改定、取組状況を踏まえ、必要な場合には、所要の見直しを行うものとする。

2 地方支分部局等の取組

地方支分部局等の取組については、法務本省の平成24年度の取組状況を検証した上で、平成25年度以降に実施する。

リーダー	大臣官房会計課長	
サブリーダー	官房参事官(予算担当)	
事務局長	大臣官房会計課企画調査官	
メンバー	大臣官房秘書課予算担当補佐官	大臣官房人事課予算担当補佐官
	大臣官房会計課歳出企画担当補佐官	大臣官房会計課本省予算担当補佐官
	大臣官房会計課法務予算担当補佐官	大臣官房会計課検察予算担当補佐官
	大臣官房会計課矯正予算担当補佐官	大臣官房会計課保護予算担当補佐官
	大臣官房会計課入国管理予算担当補佐官	大臣官房会計課調達担当補佐官
	大臣官房会計課物品管理担当補佐官	大臣官房会計課監査担当補佐官
	大臣官房施設課庶務担当補佐官	大臣官房厚生管理官予算担当補佐官
	大臣官房訟務企画課予算担当補佐官	大臣官房司法法制部予算担当補佐官
	民事局予算担当補佐官	刑事局予算担当補佐官
	矯正局予算担当補佐官	保護局予算担当補佐官
	人権擁護局予算担当補佐官	入国管理局予算担当補佐官
	法務総合研究所総務課長補佐	公安審査委員会専門職
	公安調査庁総務課長補佐	

調達の現状分析

1 契約状況

法務本省における平成22年度及び同23年度の調達件数を比較・分析したところ、一般競争契約件数は増加し、少額随意契約件数は減少している。

この要因としては、法務本省においては、少額随意契約の範囲内であっても、可能な限り、一般競争入札に移行し、また、同種調達案件を取りまとめ一括して一般競争入札を実施したことによるものである。

		平成22年度		平成23年度 (平成24年3月16日現在)	
		契約件数(件)	契約金額(億円)	契約件数(件)	契約金額(億円)
一般競争契約		411	532.7	436	471.3
		(13.8%)	(72.1%)	(15.2%)	(69.0%)
随意契約	性質随意契約	312	203.5	299	209.2
		(10.5%)	(27.5%)	(10.5%)	(30.6%)
	少額随意契約	2,245	2.9	2,125	2.3
		(75.6%)	(0.4%)	(74.3%)	(0.3%)
合 計		2,968	739.1	2,860	682.8

※ 性質随意契約のうち、政府系公益法人との契約は、霞ヶ関WANサービス利用料等に係る契約1件である。

2 主な調達の内訳(平成22年度)

	カテゴリー	総額(億円)	構成比(%)
1	情報システム機器の購入, 賃貸借等	304.8	47.2%
2	情報システムの開発, 保守等	133.3	20.6%
3	庁舎維持管理経費	112.1	17.4%
4	通信費	38.8	6.0%
5	被収容者等に対する被服費	8.5	1.3%
6	印刷製本費	8.3	1.3%
7	事務用品の購入等	8.0	1.2%
8	被収容者等に対する食糧費	6.4	1.0%
9	新聞, 図書, 定期刊行物の購入	4.2	0.7%
10	光熱水料, 燃料費	3.4	0.5%

※ 上記調達には, 地方支分部局等において必要とされる物品等を法務本省にて一括調達を行い, 地方支分部局等に管理換を行う調達を含んでいる。

※ 構成比は, 小数点第2位を四捨五入して計上。

共同調達案件の調達価格の比較(23年度/22年度)

区 分	22単価× 23実績数 量 (万円) a	23単価× 23実績数 量 (万円) b	増減額 (万円) b-a	増減率 (%) (b-a)/b*100	備 考
事務用消耗品	667	607	▲ 60	▲ 9.88	平成23年度に共同調達により調達している事務用消耗品(163品目)のうち, 平成22年度にも調達している(122品目)について比較
プリンタートナー	2,612	2,556	▲ 56	▲ 2.19	平成23年度に共同調達により調達しているプリンタートナー(104品目)のうち, 平成22年度にも調達している(34品目)について比較
衛生消耗品	108	106	▲ 2	▲ 1.89	トイレトペーパーほか7品目で比較
コピー用紙	1,797	1,956	159	8.13	A3, A4及びB4の総数で比較 (東日本大震災の影響により, 原材料の価格が高騰したことに一因があるものと思料される。)

競り下げの試行について

平成23年度に実施した試行案件は、次の7件である。

区 分	実施日	競り下げ参加者数 (登録した者)	価格提示回数	開始価格 (円) (税抜)	最終価格 (円) (税抜)	開始価格 からの増減 率(%)
各種備品一式	8月11日	4 (3)	40	615,240	530,000	▲ 13.85
モバイルパソコン 等	8月12日	5 (5)	36	903,300	610,000	▲ 32.47
廃棄用段ボール 箱・セキュリティ テープ	8月12日	3 (3)	6	614,250	554,400	▲ 9.74
録画機	8月26日	3 (3)	55	1,060,000	982,300	▲ 7.33
USBメモリ	9月22日	3 (3)	12	1,283,000	743,900	▲ 42.02
パンフレット印刷	10月7日	2 (2)	2	931,000	929,000	▲ 0.21
キーボードマルチ カバー等	11月18日	10 (10)	54	1,146,000	685,380	▲ 40.19

※ 括弧内は、競り下げシステムにおいて価格を提示した者の数であり、内数である。

○ 法務本省における調達改善の取組内容及び目標

(1) 重点的に改善に取り組む調達

庁舎管理経費に係る調達及び情報システム関係経費に係る調達については、法務本省における主要な経費であることから、重点的に調達改善を図る。

ア 庁舎維持管理経費に係る調達の見直し

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
合同庁舎施設管理・運営業務	仕様を見直して契約を一括化し、さらに、国庫債務負担行為による複数年度契約を実施するなどして見直しを図る。	庁舎維持管理経費のライフサイクルコストの削減（平成22年度調達実績に対し10%削減）

イ 情報システム関係経費に係る調達の見直し

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
情報システムの調達案件	今後調達手続きに着手する主なシステムの案件につき、国庫債務負担行為による複数年度契約の実施を検討するとともに、CIO補佐官の助言を受けて仕様の見直しを実施するなどして見直しを図る。	情報システムの運用、保守、更新に係る全体費用の削減

(2) 庁費類（汎用的な物品・役務）の調達の見直し

予算執行の効率化の要請の強い庁費関係のうち、汎用的な物品、役務の調達について、以下のとおり改善を図る。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
健康診断業務 (約1,583万円)	・平成24年度から法務本省、最高検察庁、東京高等検察庁、東京地方検察庁を取りまとめて一括調達を実施	調達費用10%削減
速記録作成等業務 (約1,096万円)	・平成24年度から法務本省、最高検察庁を取りまとめて一括調達を実施	調達費用10%削減
機密文書の収集、運搬及び 溶解処理業務 (約763万円)	・平成24年度から法務本省、東京高等検察庁及び東京保護観察所を取りまとめて一括調達を実施	調達費用10%削減

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
クリーニング業務 (約250万円)	・平成24年度から公正取引委員会との共同調達を実施	調達費用10%削減
官用自動車検査登録等実施業務 (約170万円)	・平成24年度から法務本省、東京保護観察所及び公安調査庁を取りまとめて一括調達を実施	調達費用10%削減
ファクシミリトナー (約650万円)	・平成24年度から法務本省、最高検察庁、東京高等検察庁、東京地方検察庁、東京保護観察所及び公安調査庁を取りまとめて一括調達を実施 ・仕様書の見直し ・使用数量の厳格なチェックによる削減	調達費用10%削減
中央合同庁舎第6号館等における荷物の集荷配送業務 (約1,040万円)	・公正取引委員会との共同調達を引き続き実施 ・配送頻度等の厳格なチェック等による削減 ・同一箇所への配送を可能な限り集約	調達費用5%削減
自動車燃料（ガソリン及び軽油） (約1,300万円)	・公正取引委員会との共同調達を引き続き実施 ・使用数量の厳格なチェックによる削減	調達費用5%削減
トイレトーパー (約100万円)	・公正取引委員会との共同調達を引き続き実施 ・平成24年度から東京家庭裁判所を含め共同調達拡大 ・仕様書の見直し ・使用数量の厳格なチェックによる削減	調達費用5%削減
電気設備消耗品（蛍光灯等） (約95万円)	・公正取引委員会との共同調達を引き続き実施 ・使用数量の厳格なチェックによる削減	調達費用5%削減
衛生消耗品 (約250万円)	・公正取引委員会との共同調達を引き続き実施 ・仕様書の見直し ・使用数量の厳格なチェックによる削減	調達費用5%削減
コピー用紙 (約2,200万円)	・公正取引委員会との共同調達を引き続き実施 ・仕様書の見直し ・使用数量の厳格なチェックによる削減	調達費用5%削減
プリンタトナー (約2,700万円)	・公正取引委員会との共同調達を引き続き実施 ・仕様書の見直し ・使用数量の厳格なチェックによる削減	調達費用5%削減

※ 調達改善の目標は、平成22年度の調達実績に対する縮減目標である。

(3) 競り下げの拡大

競り下げは、従来の封印入札に比べて調達費用の縮減が期待できることから、平成23年度は少額随意契約案件につき実施したが、平成24年度は少額随意契約案件の拡大とともに、高額契約案件についても対象に加え、以下のとおり拡大して実施する。

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
複写機（複合機） （約600万円）	・高額契約について競り下げの実施	調達費用10%削減
裁断機（シュレッダー） （約660万円）	・高額契約について競り下げの実施	調達費用10%削減
入管六法・戸籍六法・登記小六法・財政会計六法 （約770万円）	・高額契約について競り下げの実施 ・配送箇所の見直し ・購入数量の厳格なチェックによる削減	調達費用10%削減
什器類の購入 （約450万円）	・高額契約について競り下げの実施 ・基本的に備品の種類ごとに取りまとめて実施	調達費用10%削減
白灯油 （約160万円）	・高額契約について競り下げの実施 ・少額随契となる場合でも競り下げを実施	調達費用10%削減
消火器 （約160万円）	・高額契約について競り下げの実施 ・少額随契案件となる場合でも競り下げを実施	調達費用10%削減
ミニレターの印刷（人権啓発用） （約1,980万円）	・高額契約について競り下げの実施	調達費用10%削減
ポスター及びカレンダーの印刷（人権啓発用） （約540万円）	・高額契約について競り下げの実施	調達費用10%削減
作文集の印刷（人権啓発用） （約380万円）	・高額契約について競り下げの実施	調達費用10%削減
ファンコイルサブドレンパン交換作業 （約510万円）	・高額契約について競り下げの実施	調達費用10%削減
排水管高圧洗浄等作業 （約1,040万円）	・高額契約について競り下げの実施	調達費用10%削減

調達改善の対象	調達改善の取組内容	調達改善の目標
ミニレター梱包発送業務委託 (約740万円)	・高額契約について競り下げの実施	調達費用10%削減
人権侵害問題対策バナー広告 (約970万円)	・高額契約について競り下げの実施	調達費用10%削減
色上質紙 (約40万円)	・競り下げを新規に実施 ・使用数量の厳格なチェックによる削減	調達費用10%削減
事務用品の備品 ※電卓、テプラ等 (約100万円)	・競り下げを引き続き実施 ・各局部課を取りまとめて購入	調達費用5%削減
電子機器類の備品 ※プリンタ、パソコン等 (約100万円)	・競り下げを引き続き実施 ・各局部課を取りまとめて購入	調達費用5%削減
家電類の備品 ※ブルーレイレコーダー等 (約100万円)	・競り下げを引き続き実施 ・各局部課を取りまとめて購入	調達費用5%削減
パンフレットの印刷（出入国管理用） (約100万円)	・競り下げを引き続き実施	調達費用5%削減
文書廃棄用段ボール・セキリティテープ (約50万円)	・競り下げを引き続き実施 ・使用数量の厳格なチェックによる削減	調達費用5%削減
PCキーボードカバー (約50万円)	・競り下げを引き続き実施 ・使用数量の厳格なチェックによる削減	調達費用5%削減

※ 調達改善の目標は、平成22年度の調達実績に対する縮減目標である。

(4) 随意契約の見直し及び一者応札の改善

随意契約の見直し及び一者応札の改善については、これまでも競争参加資格の緩和、仕様の見直し、十分な履行期間の確保、共同調達の推進等の見直しを図ってきたところであるが、今後も、競争性のない随意契約として調達した案件を精査し、可能な限り競争性を確保することにより調達の改善を図り、また、一者応札となっている案件については、要因の分析を行い、その結果を踏まえて一者応札の改善を図る。

なお、現時点で個別調達案件ごとの見直しを予定している案件については、以下のとおりである。

ア 随意契約の見直し

担当部局	事業名称	事業概要	従前の契約状況				随意契約理由	具体の改善策
			年度	契約形態	受託者	契約金額(円)		
大臣官房	資材運搬等業務	資材等の運搬、会場設営及び撤収作業等を委託するもの。	H22	随意契約(少額)	鹿島サードビス㈱	① 794,850 ② 693,000	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第7号(少額随意契約)	随意契約から一般競争入札に移行
			H23	随意契約(少額)	鹿島サードビス㈱	① 693,000 ② 693,000		
民事局	発電設備保守点検整備業務	非常用ガスタービン発電設備につき、6か月点検及び1年点検を実施するもの。	H22	随意契約(少額)	㈱第一テクノ	945,000	会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第7号(少額随意契約)	随意契約から一般競争入札に移行
			H23	随意契約(少額)	㈱第一テクノ	945,000		

イ 一者応札の見直し

政府系公益法人が一者応札で受注している案件

担当部局	事業名称	事業概要	従前の契約状況				一者応札となっている理由	具体の改善策
			年度	契約形態	受託者	契約金額(円)		
大臣官房	複写機(保守付)の更新	左同	H22	—	—	—	複写機の更新について入札公告を行ったところ、入札予定日の直前に参加予定業者の対応機種にモデルチェンジがあり、当省の仕様を満たせなかったことから入札を辞退し、結果的に受託者のみの応札となったもの。	仕様の見直し
			H23	一般競争入札	(株)リコー	5,833,465		

(5) その他公共サービス改革プログラム等で提言された取組

ア カード決済の導入

支払事務の効率化を図るため、水道料金の支払いについて、カード決済を導入する。

イ 旅費制度等の見直し

旅費業務の効率化を図るため、パック商品の選定及びチケット手配等の業務について、民間事業者への事務の委託を引き続き実施する。

ウ バナー広告等の活用

新たな歳入を確保するため、手続の明確化等、効率的に広告事業を推進できる体制の構築状況を踏まえ、業務に支障を及ぼさない範囲で、バナー広告等の実施を検討する。

エ 人事評価への反映

人事評価の実施に当たり、被評価者は、業績評価において、コスト意識や業務改善に関する業績目標を設定することとし、評価者等は、被評価者の調達改善への取組、予算執行の効率化に関する取組及びこれらの成果について、適切に評価に反映するものとする。